

2011年「日米経済調和対話」の議題案に関する当組合意見

(2011年1月6日、経済産業省に提出)

日本機械輸出組合

問題項目	規制・制度等の課題概要	根拠法令等	企業活動上の問題点	改善要望内容	過去の要望との関係	その他留意事項	影響 度合	担当G
紛争鉱物資源の取扱いに関する情報開示義務	2010年7月21日に成立した金融規制改革法にて、米国証券取引員会(SEC)に登録・報告している企業に対して、紛争鉱物の取扱いに関する報告義務を課す規定が導入された。コンゴおよび隣国産の鉱物資源(コルタン、スズ、金、タングステン鉱石等)を使用した製品を製造する企業に、SECへの毎年1回の報告およびその情報開示(HPへの掲載)が義務付けられる。企業は、使用した紛争鉱物が武装集団等の利益となっていないことを証明するため、鉱物の出所と流通過程管理に関する詳細調査(Due Diligence)実施のための手段、紛争鉱物を使用した製品の内容、監査実施法人、紛争鉱物を加工する施設、鉱山とその場所、原産国等を可能な限り詳細に説明しなければならない(報告書は第三者の民間監査人による認証を受ける必要	金融規制改革法(Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act; H.R.4173)(法成立から270日以内に証券取引委員会(SEC)が規則を策定し、規則公布後に始まる業務開始会計年度から報告・開示が義務付けられる)SECによる規則案が12月15日に公開されたところ。	<ul style="list-style-type: none"> ・報告のためのプロセス:米国証券取引所に上場している企業には、SECへの報告義務が発生する。 ・調査のためのプロセス:鉱物の産出国、入手過程についての調査が必要になり、膨大な工数とコストがかかる。 ・米国証券取引所上場企業に対し部品や原材料を販売する企業には報告義務は課せられないが、顧客企業に対して調査を提出する必要がある。このため、実質的にあらゆるサプライチェーンのレイヤーにおいて当規制の影響は大きい。SEC上場企業に限らず、グローバルに展開しているサプライチェーンの末端まで、結果として報告義務が課せられるので、周知徹底、トレーニングなどに時間が掛かる。 ・電機製品の製造者の場合、最上流の鉱山は通常、4次、5次、6次サプライヤーであることから追跡が困難。また、直接取引がないため影響力を及ぼすことも難しい。(そもそも不可能な場合もある。) ・調達先情報が機密情報である場合や、守秘義務があるため開示できないケースがあり、上流に遡ることは非常に困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在「conflict mineral」の定義が不明で、「コンフリクトフリー」であることを認証する手立てが存在しない。そうした中で、現在の報告義務開始までの期間があまりにも短い。少なくとも認証する仕組みが出来てから一定の準備期間が必要。 ・全世界のサプライチェーンに周知徹底させるためには、猶予期間が必要。 			5	通商・投資G

	あり)							
ビザ更新手続き	2004年7月16日以降、国務省での郵送によるビザ更新手続きが中止された。米国国内のビザ更新申請者は日本に帰国するか、カナダ、メキシコ等第3国の米国在外公館に出向かねばならなくなった。中でも投資・貿易(E)ビザ、企業内転勤(L)ビザは第3国での更新が認められておらず、更新のためには必ず日本に帰国しなければならない。更新手続きの際には面接や指紋読み取りが必要となるが、適宜予約が取れないことが多く、長い場合は20日間程の滞在を余儀なくされることもある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ Immigration and Nationality Act, Section 101(a)(15)(E) ・ US-VISIT プログラム 	ビザ更新のための帰国費用、宿泊費用等が発生し、またその間、業務が停滞する等の不都合が生じる。家族のビザ更新の場合、就学子女においては長期間学校を休まなければならないという支障も生じる。	米国国内でのビザ更新手続きの再開を要求する。	日本側の強い要請を受け、米国側は改善策を検討中との事だが、具体的対応が依然として不明なため。		5	通商・投資 G
経済連携協定及び投資協定	経済連携協定及び投資協定が未締結	条約(経済連携協定及び投資協定)	日本の最大の貿易相手国であり、さらなる発展の可能性あり、また日本企業が多数の海外拠点を設立している国・地域である。さらに安全保障上もっとも重要なパートナーである。しかしながら、日米間には FTA 及び投資協定が締結されていない。一方、世界市場で日本の強力な競合相手となっている韓国は米韓 FTA を妥結しており、発効すれば日本に対して米国市場で2億ドル強、韓国市場で3億ドル弱の貿易転換効果を確保することになると推計されている。	太平洋戦略的経済連携(TPP)への早期参加による日米 EPA の実現、日米投資協定の締結により、日米を中心にアジア・太平洋でグローバルなビジネス展開をする日本企業の貿易・投資に係る制度的なインフラを早期に整備して韓国など競合国企業とイコールフットディングを確保するとともに、経済安全保障の連環を	TPP の締結までには農産品の自由化問題を解決する必要がある。主業農家に対する所得補償の直接支払いや農地の有効活用などを行い、規模拡大と生産効率を高め輸出も十分可能となる農業政		5	通商・投資 G

				強めることが望まれる。		策を実現するべきである。 関係省庁は、経済産業省、外務省、農水省、財務省など。		
サプライチェーン・セキュリティ(船積24時間ルール、10+2ルール)	サプライチェーン・セキュリティ確保のため、海上コンテナ貨物について、貨物マニフェスト・データ、その他追加データを輸出港での船積24時間前までに米国税関に提出することを義務付けている。 船積24時間ルール 貨物マニフェスト・データを、海上コンテナ貨物の場合、輸出港での船積24時間前までに米国税関に提出しなければならない。 10+2ルール 輸入者は、輸出貨物に係る製造者名、製品の原産地、コンテナ詰め場所等 10 項目のデータを船積24時間前までに米国税関に提出しなければならない。	船積24時間ルール 2002年通商法セクション 343 (Section 343, Trade Act of 2002) 米国関税規則 (19 CFR Parts 4,103,113,122,123,178,192) 10+2ルール 米国関税規則 (19 CFR Parts 4,12,18,101,103,113,122,123,141,143,149,192)	データ提出のタイムリミットが輸出港での船積24時間前までと設定されているため、それよりも早期の段階でデータを提出しなければならないこと、輸出者・物流事業者・輸入者等サプライチェーンの関係者間での情報連携を高めなければならないこと等により種々の問題を生じる。 24時間ルールではSCMのリードタイムに平均48時間の遅れを生じ、この遅れに相当する中間在庫増となって輸出者側の負担となっている。 10+2ルールでは、輸入者に迅速にデータを送るためのシステム対応に多額のコスト費やした。	米国のC-TPATと我が国AEO(特定輸出者)との間では相互承認に合意している。より明確なAEO相互承認のベネフィットとして、 (1)輸入者がC-TPAT認定企業である場合、24時間ルールと10+2ルールの要件緩和。 (2)輸出者がAEO認定企業である場合、24時間ルールと10+2ルールの要件緩和。	本問題についてはこれまでにも要望しているが、特段の改善措置は見られない。	我が国においても、24時間ルールの導入が検討されているところ。日米間ではAEO相互承認に合意していることから、この枠組みの下で日米両税関の協力を緊密化させ、船積前申告によるセキュリティ確保と貿易円滑化が両立するような仕組みを検討いただきたい。	5	部会・貿易業務G
コンテナ貨物全量検査(100%SCAN)法	米国向け海上コンテナ貨物は、輸出港での船積前に全て、放射性物質検知装置とエックス線検査装置による検査を受けることを義務付けられる。2012年7月1日	2007年9.11委員会勧告 実施法セクション1701 (SEC1701, the Implementing Recommendations of	現在、輸出貨物の通関検査率は、約90%が無検査として処理されており、現品検査率は数%にとどまっている。また、検査装置を世界の全ての港湾に配備するとなれば巨額の費用を要し、輸出国側に多大の負担を課すことにな	本規定の廃止を望む。 100%SCANを導入せざるを得ない場合には、実施対象国を少数の危険度の高い国に限定すべきである。	米国議会では、100%SCAN実施の延長法案が検討されたようであるが、本格的に審議された形跡はな		5	部会・貿易業務G

	までに実施される予定。	9/11 Commission Act of 2007)	<p>る。このような実態に鑑みれば、100%SCANには殆ど実行可能性が無く、仮に予定通り実施されることになれば、世界経済に破壊的な影響を与える。</p> <p>サプライチェーン・セキュリティの国際的ガイドラインを定めたWCO(世界税関機構)のSAFEフレームワークでは、危険な貨物に検査資源を集中し安全な貨物は迅速に移動させるというリスクマネジメント原則を採択しており、100%SCANはこの原則に反する。</p>		く、現在のところ2012年7月の実施期日に変更はない。			
リチウム電池輸送規則	<p>2010年1月11日に運輸省が示したリチウム電池輸送規則の改正案において、危険物輸送の例外規定を大幅に縮減することを初めとする規制強化の方針が明らかにされた。最終規則は2011年1月24日公示予定。リチウム電池は、多様な電気電子機器(パソコン、カムコーダ、デジタルカメラ、携帯電話、スマートフォン、ポータブルDVDプレーヤ、等)に使用されているところ、本改正により、現在は危険物輸送を行っていないコンシューマー・エレクトロニクス製品の相当数につき、危険物輸送が義務付けられるなどの影響が見込まれる。</p>	PHMSA-2009-0095 (HM-224F); Transportation of Lithium Batteries, NPRM	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸省のルール改正は、Portable Rechargeable Battery Associationが経済インパクトを初年度だけでも\$1.127billionと試算しているように、米国の消費者と産業界に大きな不利益を与える。 ・梱包、輸送、保管上のコストが大幅にかさみ、最終的には消費者の負担が増大することになる。 ・使用可能な航空便に貨物輸送の依頼が殺到し、大混乱が生じる。場合によっては、貨物予約が不可能になり、輸送が大幅に遅延するか輸送そのものが実質的に不可能になる。船便に切り替えざるを得ない場合も生じる。消費者に多大の迷惑を及ぼすだけでなく、ビジネス機会そのものが失われ、米国内のメーカー、ロジスティクス関係者、小売店等にも影響を与え、米国の雇用にも悪影響を及ぼす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーズド・ルールでも述べられているように、規制強化検討の原因となった事故は現行規則のコンプライアンスが確保されていれば防げた事故である。したがって、新規則を導入する前に、現行規則へのより一層のコンプライアンス向上努力が行われるべきである。 ・本改正がグローバル・サプライチェーンにおけるリチウム電池輸送の安全性向上に資するよう、また貿易の技術的障壁とならぬよう、運輸省においては、国際基準としての国連勧告お 			5	部会・貿易業務G

				<p>よび IATA 規則との整合性を担保した法整備を望む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混乱を生じさせることなく十分な対応を行うためには、少なくとも 18 か月の猶予期間が必要。 				
リサイクル法	<p>米国は State's Right の考え方から環境、リサイクル関連の規制も連邦で統一されたものでなく州毎に内容が異なる法律が成立。</p>	<p>米国の State's Right の考え方</p>	<p>メーカーに過度の負担を強いる内容(回収の仕組みづくりから費用負担まで全てメーカー責任)の州もあり、各州での対応や費用負担(過去に販売した製品や孤児製品分まで)については、メーカーにとっては非常に厳しい状況が今後さらに拡大することが懸念される。特に 2009 年に公布された NY 市 e-waste 規制条例では一般的な州別リサイクル法(排出者が自治体回収場所等に持ち込み、回収場所以降の費用をメーカーが負担)と異なり、排出者の自宅玄関前からの回収の経済的負担をメーカーに求められ(負担試算:年間1億8千万円)業界団体、一部メーカーが行政訴訟を起こしたことも功を奏して施行は回避されたが、このような法律が他州のリサイクル法案に影響を及ぼす可能性は高い。</p>	<p>メーカー、小売業者、消費者等関係ステークホルダーが責任を相応に分担する(メーカーに過度の負担を強いない)内容の法制化を要望する。</p>	<p>日本側が強く要望しているが、2010 年中、バーモント州、ニューヨーク州、サウスカロライナ州にて新たに法律が成立しており、特筆すべき改善点が見られないため要望する。</p>		5	環境・安全 G